

千葉県信用保証協会は、公的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは「法令等の遵守」と定義付け、①信用保証協会の公共性と社会的責任②質の高い信用保証サービス③法令やルールの厳格な遵守④反社会的勢力との対決⑤地域社会に対する貢献としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

■ 具体的行動規範

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 法令・ルール等の遵守 | 6. 反社会的勢力(不当要求行為)との対決 |
| 2. 誠実な職務の遂行 | 7. 苦情・トラブルへの対応 |
| 3. 守秘義務の履行 | 8. 職場秩序の維持 |
| 4. 職務上の地位と関係者との付き合い | 9. 違反者の報告 |
| 5. コンプライアンス関連事項への対応 | 10. 懲罰 |

■ コンプライアンス組織体制図

